



# 鳥取県公報

平成16年7月16日(金)  
号外第106号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則 鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則(64)(財政課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則

- 1 対象事業者による法令等の違反に伴い補助金等の交付決定を取り消した場合の当該補助金等の返還に際し、補助事業者等から必ず徴収することとしている加算金を、徴収することができることと改めることとした。(第23条関係)
- 2 知事は、加算金を徴収する場合は、補助金等の返還を命ずる際に、あらかじめその旨を返還義務者に通知するものとする事とした。(第23条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第64号

鳥取県補助金等交付規則の一部を改正する規則

鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動項」という。)に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。)が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(支払の請求)</p> <p>第20条 補助事業者等は、補助金等の支払を請求するときは、様式第6号による請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 交付額確定通知(概算払を受ける場合にあっては、前条の規定による通知)の写し</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(加算金及び延滞金)</p> <p>第23条 知事は、第21条第1項の規定による交付決定の取消しに基づき、前条の規定により補助金等の返還を命じたときは、当該返還を命じた者(以下「返還義務者」という。)に対して、返還義務者が当該補助金等を受領した日(当該返還に係る補助金等が間接補助金等であり、かつ、当該交付決定の取消しが間接補助事業者等の責めに帰すべき事由によるものである場合にあっては、当該間接補助事業者等が補助事業者等から当該間接補助金等を受領した日。以下「受領日」という。)から返還を命じた額(以下「返還命令額」という。)の納付を完了した日までの日数に応じ、当該返還命令額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該返還命令額から既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定により加算金を徴収する場合は、前条の規定により補助金等の返還を命ずる際に、あらかじめその旨を返還義務者に通知するものとする。</p> <p>3 補助金等が2回以上に分けて支払われた場合における第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた補助金等は、最後の受領日に受領したものとし、返還命令額が当該受領日に受領した額を超えるときは、それぞれの受領日に受領した額の合算額が返還命令額に達するまで順次受領日をさかのぼり、それぞれの受領日にそれぞれの額を受領したものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>(支払の請求)</p> <p>第20条 補助事業者等は、補助金等の支払を請求するときは、様式第6号による請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 交付額確定通知(概算払を受ける場合にあっては、前条第2項の規定による通知)の写し</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(加算金及び延滞金)</p> <p>第23条 前条の規定により補助金等の返還を命ぜられた者(以下「返還義務者」という。)は、その命令が第21条第1項の規定による交付決定の取消しに基づくものであるときは、当該補助金等を受領した日(以下「受領日」という。)から返還を命ぜられた額(以下「返還命令額」という。)の納付を完了した日までの日数に応じ、当該返還命令額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該返還命令額から既に納付した額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。</p> <p>2 補助金等が2回以上に分けて支払われた場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた補助金等は、最後の受領日に受領したものとし、返還命令額が当該受領日に受領した額を超えるときは、それぞれの受領日に受領した額の合算額が返還命令額に達するまで順次受領日をさかのぼり、それぞれの受領日にそれぞれの額を受領したものとする。</p> <p>3 略</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。